

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

高槻市長 殿

住 所 大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号

提出者

氏 名 高槻赤十字病院
院長 玉田 尚

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-696-0571



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高槻赤十字病院
事業場の所在地	大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83 病院
② 事業の規模	335床
③ 従業員数	520人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病棟・外来・手術室・検査部門等で発生した感染性廃棄物は清掃委託業者にて、発生場所から施錠保管場所に移動保管し、収集運搬・処分委託業者にて収集・焼却処理を行い、焼却灰は神戸沖埋立処分場にて処理される。 検査部門で発生した引火性廃油は発生場所で保管し、収集運搬・処分委託業者にて収集・焼却処理を行う。

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排出量	144.50 t	0.50 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物の排出量は前年度排出量とほぼ横ばいとなった。各部門で発生した廃棄物の分別、廃棄の管理を実施し、排出抑制に努めている。 ・引火性廃油の排出量が、前年度と同量の廃棄となった。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排出量	120.00 t	0.47 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染が収まってくれれば、自然に排出量も減少していくと思われるが、他の廃棄物と混同しないよう、分別廃棄を徹底して引き続き排出抑制に努める。（感染性廃棄物） ・引火性廃油の廃棄で排出量の無駄を無くすよう排出抑制に努める。 			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分して施錠保管場所に分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き施錠保管場所に分別保管し、保管場所の整理整頓を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
・実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
・予定なし。			

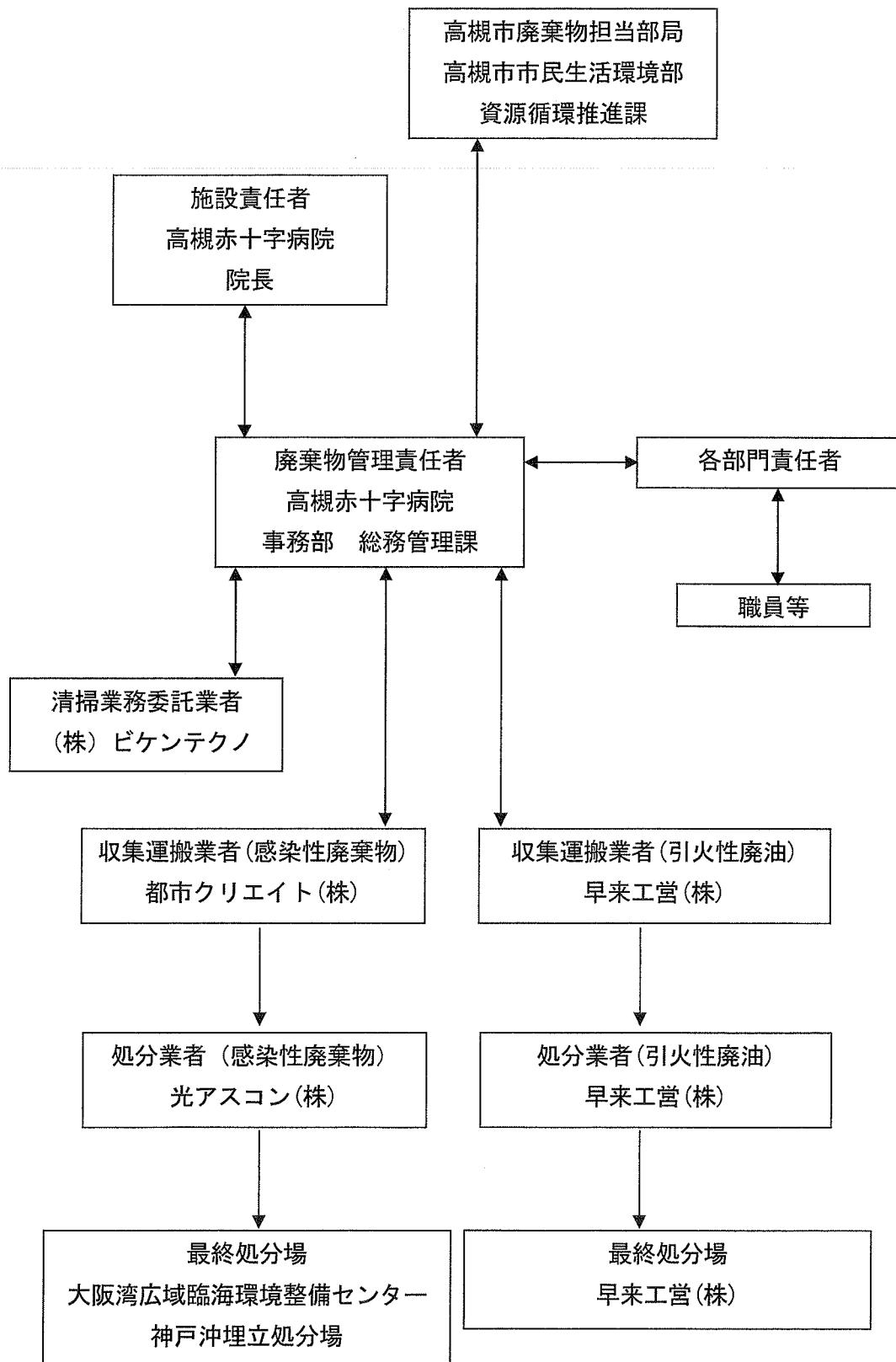
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量			0 t
(これまでに実施した取組)			
・実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			0 t
(今後実施する予定の取組)			
・予定なし。			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

管理体制図



標目【命令和5年度】

前 年 座 【 令 和 4 年 度】 実 実 檢

特別有税医療用具の種類		の 種 類										の 種 類		
①出典(1)	②自ら購入者所用 用(個人用)(1)	③自ら中古使用 した場合(1)	④自分のうち使 用した場合(1)	⑤自ら中古販売 した場合(1)	⑥自分のうち使 用した場合(1)	⑦自ら中古販 賣した場合(1)	⑧自分のうち使 用した場合(1)	⑨自ら中古販 賣した場合(1)	⑩自分のうち使 用した場合(1)	⑪自ら中古販 賣した場合(1)	⑫自ら中古販 賣した場合(1)	⑬医療用具を外 部へ販売する ための販賣量(1)	⑭医療用具を外 部へ販売する ための販賣量(1)	
コード	名 称	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	支 手 先 に よ る 区 分	⑯医療用具を外 部へ販売する ための販賣量(1)	⑰医療用具を外 部へ販売する ための販賣量(1)	
17300 ①滅余性殺虫物	144.50												144.50	
27000 ②可火性液体	0.50												0.50	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合計		145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	145	0
													0	0

(注) ドラム糸は別として計数五入。ただし、表示が有効である以下下欄で記述。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

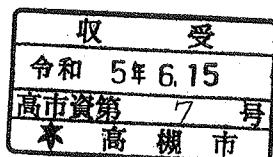
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月12日

高槻市長 殿

提出者



住 所 大阪府高槻市宮野町2番17号

氏 名 (医) 東和会 第一東和会病院

理事長 大西 恭子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072 (671) 1008

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(医) 東和会 第一東和会病院
事業場の所在地	大阪府高槻市宮野町2番17号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

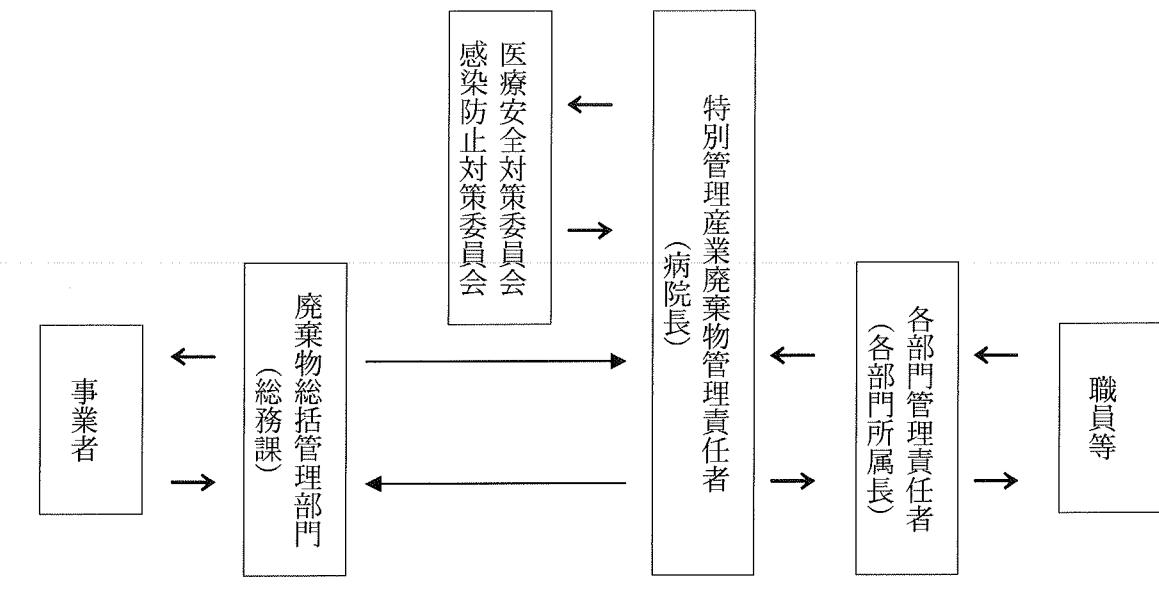
①事業の種類	83: 病院												
②事業の規模	243床												
③従業員数	572名												
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>感染性廃棄物</th></tr></thead><tbody><tr><td>発生量(令和4年度)</td><td>123.813 t</td></tr><tr><td>発生場所</td><td>医療現場</td></tr><tr><td>院内保管場所</td><td>敷地内1F・感染性廃棄物保管場所</td></tr><tr><td>収集運搬委託業者</td><td>都市クリエイト</td></tr><tr><td>処理委託業者</td><td>光アスコン</td></tr></tbody></table>		感染性廃棄物	発生量(令和4年度)	123.813 t	発生場所	医療現場	院内保管場所	敷地内1F・感染性廃棄物保管場所	収集運搬委託業者	都市クリエイト	処理委託業者	光アスコン
	感染性廃棄物												
発生量(令和4年度)	123.813 t												
発生場所	医療現場												
院内保管場所	敷地内1F・感染性廃棄物保管場所												
収集運搬委託業者	都市クリエイト												
処理委託業者	光アスコン												

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排 出 量		123.813 t		t
(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した分析を図り、排出抑制に努める。 ・新型コロナウィルスの感染拡大による影響が大きかった 				
②計画		【目標】		
排 出 量		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
100.00 t				t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウィルスの感染が収まると自然減も大きい ・ディスポ商品のリユース化などの導入を検討し発生抑制に努める 				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物については、他の廃棄物と徹底区分し分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	
	(これまでに実施した取組) ・実施していない				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	
(今後実施する予定の取組) ・予定なし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
(これまでに実施した取組) ・実施していない				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	
	(これまでに実施した取組) ・実施していない				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	
(今後実施する予定の取組) ・予定なし					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	123.813 t		t
	優良認定処理業者への 処理委託量	123.813 t		t
	再生利用業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
(これまでに実施した取組) ・定期的に収集運搬・処分の許可証等を参考に、委託基準を遵守出来る 産廃処理業者が確認している。				

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物
		全処理委託量		100.00 t t
		優良認定処理業者への 処理委託量		100.00 t t
		再生利用業者への 処理委託量		t t
		認定熱回収業者への 処理委託量		t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t t
(今後実施する予定の取組) • 引続き、適正な処理業者であるかを確認する。				
②計画		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		123.813 t
電子情報処理組織の使用 に関する事項				
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 16日

(宛先) 高槻市長

住 所 大阪府高槻市紫町1番1号

提出者

受 取 人	令和 - 5.5.23
高市資第 8 号	高 橋 市

氏 名 日本たばこ産業株式会社 医薬総合研究所
所長 大川 滋紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-681-9700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	日本たばこ産業株式会社 医薬総合研究所
事 業 場 の 所 在 地	大阪府高槻市紫町1番1号
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

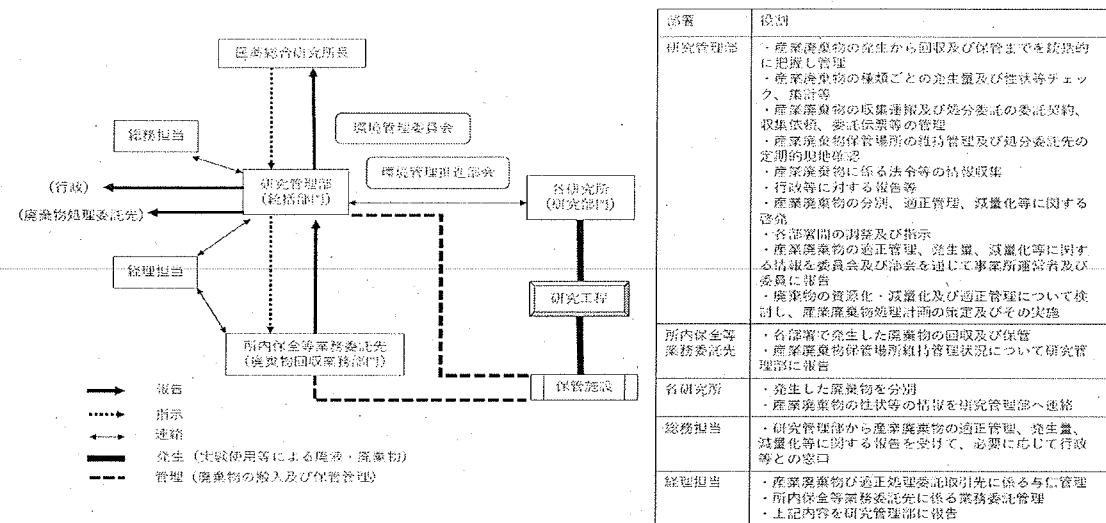
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	921 自然科学研究所
② 事 業 の 規 模	研究開発業務のみで商品等の出荷なし
③ 従 業 員 数	614名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>The flowchart illustrates the management of special industrial wastes. It starts with '試薬' (reagents) and '実験試料' (experimental materials) entering a central '研究開発' (Research & Development) process. This leads to '医薬品候補化合物' (Candidate pharmaceutical compounds). From there, two paths emerge: one leading to '産業廃棄物' (Industrial waste), which then goes to '処理委託' (Contract disposal); the other path leads to '特別管理産業廃棄物' (Controlled special industrial waste), which also goes to '処理委託'. A note at the bottom right specifies '油水分離、焼却、中和等' (Oil/water separation, incineration, neutralization, etc.) as disposal methods.</p>

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実験後の廃液、廃棄試薬、及び実験で使用した鋭利な針等である。回収時の容器サイズを小さくし、不要な混合を避けている。 特定有害物の分別に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
電子情報処理組織の使用に関する事項	(今後実施する予定の取組) 計画的かつ効率的な研究の継続実施により、無駄の排除に努める。		
	【前年度（令和4年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	60.6 t	
	(今後実施する予定の取組等) 継続して、電子マニフェストシステムを使用する		

(第5面)

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

【別紙】

特別管理産業廃棄物発生抑制と処理委託に関する事項
(単位: 小数点以下2桁未満)

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月30日

(宛先) 高槻市長



提出者

住 所 大阪府高槻市幸町1番1号

氏 名 パナソニック ライティングデバイス株式会社

代表取締役社長 坂本 敏浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-682-3313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	パナソニック ライティングデバイス株式会社
事 業 場 の 所 在 地	大阪府高槻市幸町1番1号
計 画 期 間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日

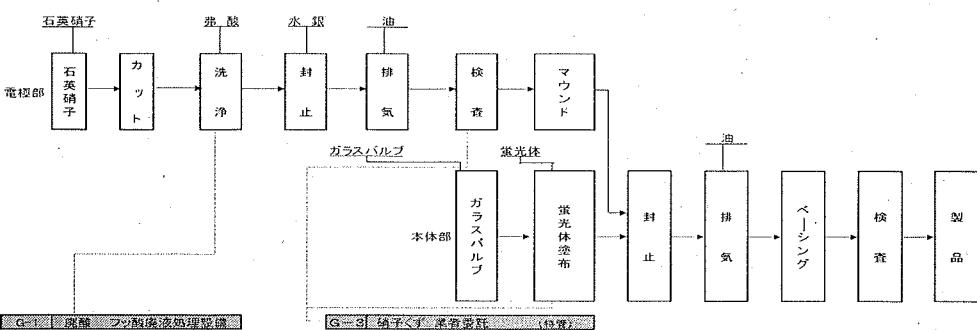
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	電気機械器具製造業
② 事 業 の 規 模	資本金100百万円
③ 従 業 員 数	629名
④ 特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	別紙 第1面-1のとおり

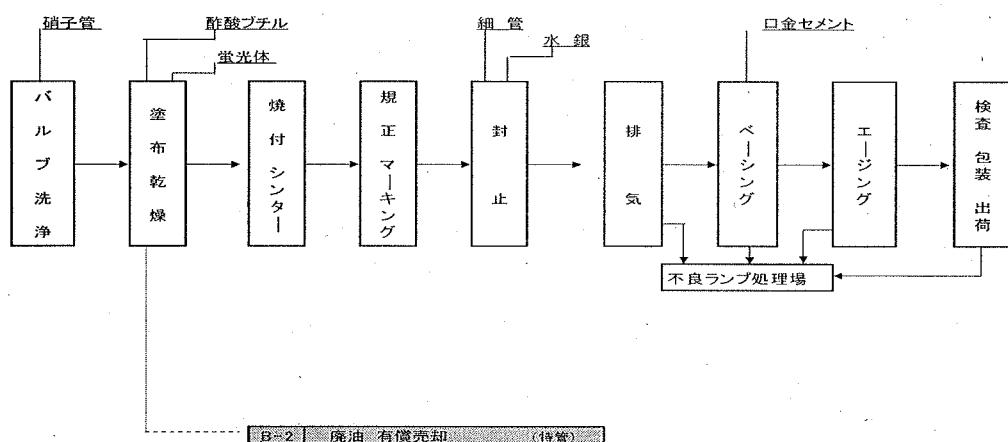
(日本産業規格 A列4番)

(第1面-1)

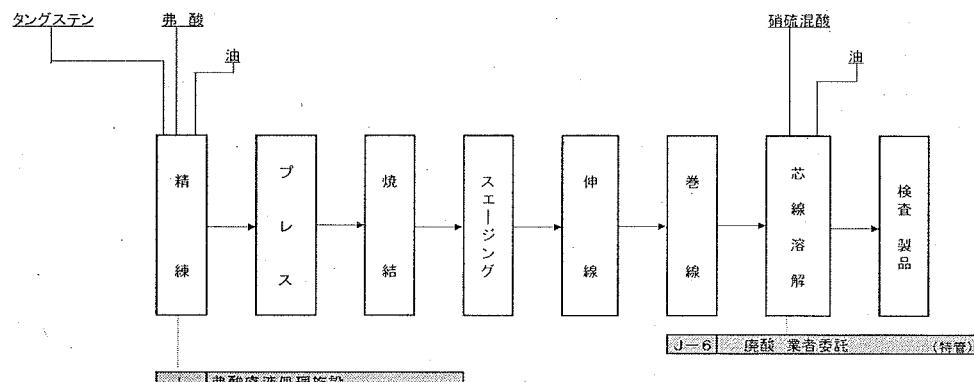
G 水銀灯製造工程



B 蛍光ランプ製造工程

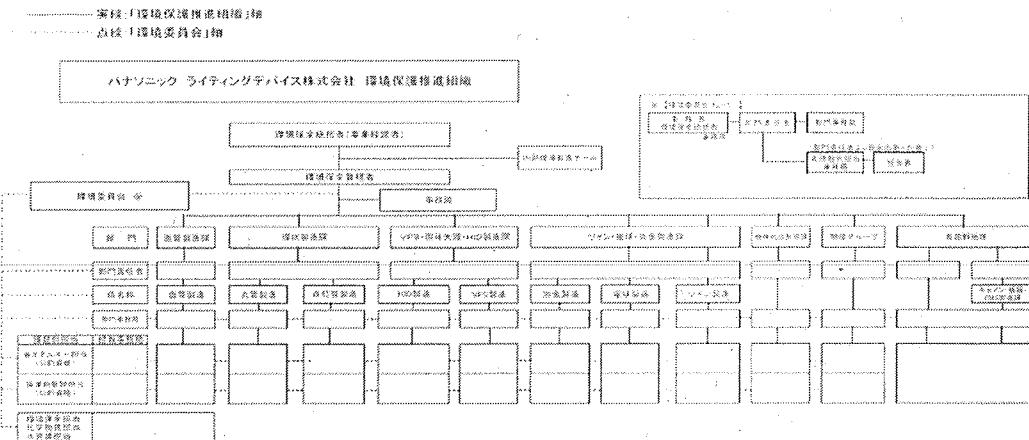


J 管球用タンクステン filament 製造工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸	
		排出量	1.58 t	99.67 t
(これまでに実施した取組)				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸	
		排出量	1.42 t	89.7 t
(今後実施する予定の取組)				
③目標	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸	
		排出量	1.30 t	85.0 t

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃油、廃酸に分別
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃油、廃酸に分別

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
0.23 t	0.0072 t	0.012 t	t

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
0.21 t	1.807 t	0.0108 t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(年度) 実績】			
		特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 种 類	①強アルカリ	②強酸	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	
①現状		(これまでに実施した取組) ・実施予定なし			
		【目標】			
		特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 种 類	①強アルカリ	②強酸	
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	
②計画		(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(年度) 実績】			
		特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 种 類	①強アルカリ	②強酸	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	
①現状		自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	- t	- t	
		(これまでに実施した取組) ・実施予定なし			
		【目標】			
		特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 种 類	①強アルカリ	②強酸	
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	
②計画		自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	- t	- t	
		(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
- t	t	t	t

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
- t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
- t	t	t	t
- t	t	t	t

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
- t	t	t	t
- t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
・実施予定なし			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（ 2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	全処理委託量	1.58 t	99.67 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.58 t	38.76 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
・定期的に処理状況の現地確認を行う。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
- t	t	t	t

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
- t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
0.23 t	0.0072 t	0.012 t	t
0.23 t	t	0.012 t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸		
		全処理委託量	1.4 t	89.7 t		
		優良認定処理業者への処理委託量	1.4 t	34.9 t		
		再生利用業者への処理委託量	- t	- t		
		認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t		
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t		
②計画		(今後実施する予定の取組) ・定期的に処理状況の現地確認を行う。				
		【前年度（2022年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	101.51 t			
電子情報処理組織の使用に関する事項		(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストの導入を推進する。				
※事務処理欄						

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB汚染物	⑤感染性廃棄物	
0.20574 t	1.807 t	0.0108 t	t
0.20574 t	t	0.0108 t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

績実年度】
前年度

今 年 度 【2023 年 度】 目 標

第8回測定と最終測定の比較		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計			
項目	測定箇所	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値
1	7200 ①油アルカリ	1.422																			
2	7100 ②油酸	89.703																			
3	7000 ③燃えやすい石油	0.206																			
4	7412 ④PCB汚染物	1.8070																			
5	7200 ⑤感染性産業物	0.0108																			
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20	合計	0.011	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0

(注) フラックが測定して貯蔵室に入らない、排水が行なわれない場合は記入。